

空見スラッジリサイクルセンター
下水汚泥固形燃料化事業

落札者決定基準

平成28年4月

名古屋市上下水道局

目 次

1. 落札者決定基準の位置づけ	1
2. 事業者選定の概要	1
(1) 事業者選定の方法	1
(2) 審査の進め方	1
(3) 審査体制	1
3. 資格審査	2
4. 対話	3
5. 提案審査	3
(1) 基礎審査	3
(2) 総合審査	3
(3) 落札者の決定	4
別紙1（内容評価点の評価項目及び配点）	5
別紙2（定量評価の手法）	6

1. 落札者決定基準の位置づけ

この落札者決定基準（以下「本基準」という。）は、名古屋市上下水道局（以下「当局」という。）が「空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者の選定を行うに当たり、選定審議会において、最も優れた応募者を選定するための方法や評価項目等を定めるものであり、本基準は本事業に参加しようとする者に交付する入札説明書と一体のものとする。

なお、本基準で使用する用語の定義は、入札説明書において使用される用語の定義と同じものとする。

2. 事業者選定の概要

（1）事業者選定の方法

民間事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮したうえで、総合評価一般競争入札方式を採用することとする。

なお、本事業は平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO 政府調達協定）の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令372号）が適用される。

（2）審査の進め方

審査は、第一次審査として入札参加者が備えるべき参加資格要件の有無を確認する「資格審査」、第二次審査として提案内容を評価する「提案審査」の2段階にて実施する。「提案審査」は、要求水準書に示す内容を満足しているか否か等を確認する「基礎審査」と、提案内容と入札価格を様々な視点から総合的に評価する「総合審査」とを行う（図1参照）。

（3）審査体制

選定審議会は、提案審査における評価項目の詳細に係る検討及び入札参加者から提出された事業提案書の審査を行う。また、当局は、選定審議会の審査結果を踏まえ落札者を決定する。なお、当局又は選定審議会が必要であると判断した場合は、入札参加者に対してヒアリングを行うことがある。

当局が設置した選定審議会は、以下5名の委員により構成される。

会長	松尾 直規	（中部大学工学部都市建設工学科教授）
委員	林 肇	（弁護士）
委員	柘植 里恵	（公認会計士・税理士）
委員	貫上 佳則	（大阪市立大学大学院工学研究科教授）
委員	渡邊 聡	（日本下水道新技術機構企画部長）

なお、実施方針公表後から落札者決定までの間に、応募者又は入札参加者の構成員及び協力企業が、選定審議会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は当該応募者又は入札参加者を失格とする。

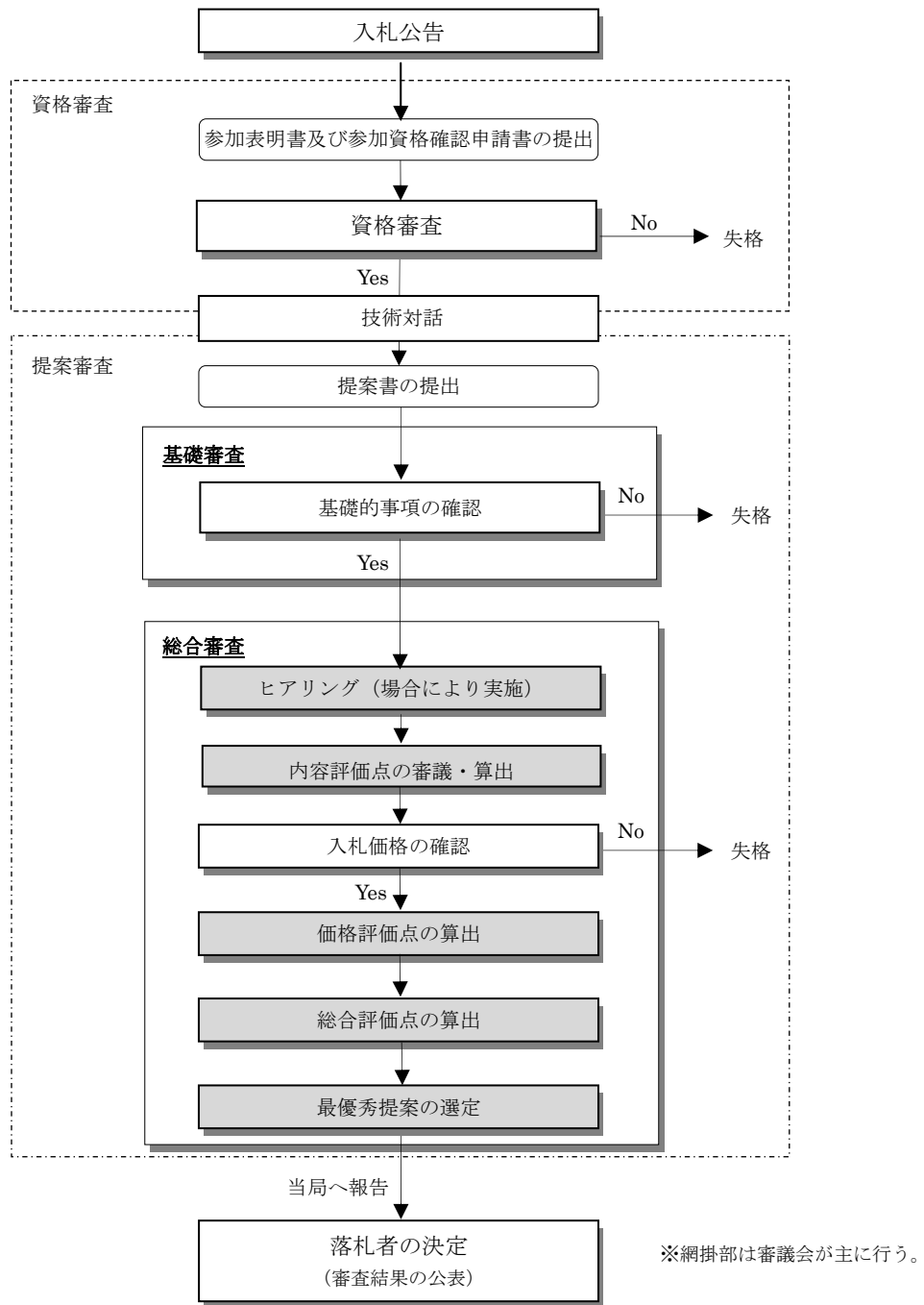


図1 落札者決定フロー

3. 資格審査

応募者からの参加表明書及び参加資格確認申請書をもとに、参加要件及び資格等要件の具備を当局において確認する。入札説明書の「第3 2入札参加者の参加資格要件」に示す参加要件等を満たしていない応募者は、失格とする。

資格審査の結果は、当局より書面にて応募者に通知する。

4. 技術対話

資格審査通過者を対象に、当局は技術対話を実施する。

この目的は、①資格審査通過者に対し当局の意向（本事業の特性・コンセプト等）の理解を促進するため、②リスク分担等を中心に相互の役割分担について齟齬を生じさせないため、③要求水準の未達を防止するため、④それらを以て創意工夫の発揮により優れた提案を求めるため、などである。

5. 提案審査

（1）基礎審査

当局は、提案書に記載された内容が、下表に示す「基礎的事項」の内容を満たしていることを確認する。基礎的事項について、全てが適格と確認された入札参加者は、総合審査の対象とし、1項目でも満たさないことが確認された入札参加者は失格とする。

表1 基礎的事項

① 共通事項
・ 提案書全体について、同一事項に対して2通り以上の提案がないこと、または提案事項間において齟齬や矛盾等がないこと
・ 提案書全体について、様式に従った内容となっていること
② 「要求水準書」記載事項
・ 当該提案に関連する「要求水準対応全体計画書」（別添、基礎審査対象の該当「様式」を参照）に記述ある項目について、提案する内容が要求水準書を満たしていること

（2）総合審査

総合審査は、提案内容と価格を総合的に審査する総合評価方式により行う。

1) 内容評価点

本評価では、選定審議会において、各提案内容を別紙1に示す各評価項目により評価、採点する。なお、内容評価点の合計点は60点とする。

また、事業提案書の審査に当たって、提案内容の確認のため基礎審査を通過した入札参加者に対しヒアリングを実施する場合がある。

① 内容評価点の採点基準

各評価項目の内容に応じ、以下に示す評価方法によって、内容評価点を付与する。

a 定性評価

下表に示す段階評価で内容評価点を付与する。

表2 定性評価の評価段階

評価	評価内容	採点基準*
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている（AとCの中間程度）	配点×0.75
C	やや優れている	配点×0.50
D	普通（CとEの中間程度）	配点×0.25
E	有効提案なし（要求水準規定程度）	配点×0.00

※別紙1の中項目毎に評価を行う。

b 定量評価

各入札参加者の提案数値をもとに、別紙2に示す評価方法によって、内容評価点を付与する。

2) 価格評価点

① 入札価格の確認

当局は、入札書に記載された入札価格（事業期間中の当局の支払合計額から燃料化物売買金額を差し引いた金額をいう。以下同じ。）が、予定価格を超えていないことを確認する。予定価格を超えていた入札参加者は失格とする。

② 入札価格の評価

入札価格を用い、下式により得た数値を価格評価点として付与する。なお、価格評価点の満点は40点とする。

$$\text{価格評価点} = 40 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

※小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までの数値とする。

3) 総合評価

総合評価は、下式で得る総合評価点をもって行う。

$$\text{総合評価点 (100点満点)} = \text{内容評価点 (60点満点)} + \text{価格評価点 (40点満点)}$$

(3) 落札者の決定

選定審議会は、入札参加者の提案内容に対して、総合評価点が、最も高い提案を行った者を最優秀提案者として選定するとともに、その他の順位を決定する。

ただし、総合評価による得点の最も高い提案が同点で複数ある場合には、同点の者の中から入札価格が最も低い提案を行った者を最優秀提案者として選定する。入札価格が同額の場合は、当該者にくじを引かせて最優秀提案者を選定する。

当局は、選定審議会による審査結果を踏まえ、最優秀提案者を落札者として決定し、その結果を入札参加者に通知するとともに公表する。

なお、最優秀提案者の構成員及び協力企業が、落札者決定時から特定事業契約締結までに、次の事由に該当した場合は失格とする。

- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条、第8条第1号若しくは第19条に違反し公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき
- ・賄賂・談合等著しく当局との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき
- ・名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第103号）に基づく排除措置を受けたとき

ただし、協力企業が上記の事由に該当した場合に限り、直ちに失格とはせず、当局との協議の上、当該協力企業の変更を認めることとする。

なお、落札者の事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。

別紙1 (内容評価点の評価項目及び配点)

大項目	中項目	評価	評価内容	配点	小計
(1) 事業計画の実現性・安定性に関する事項	① 燃料化物有効利用先の安定性・信頼性	○	本事業にて製造する燃料化物の有効利用先企業の安定性・信頼性を評価する。	6	13
	② 資金調達計画及び事業収支計画の安定性・健全性等	○	本事業(付帯事業含む)に関する資金調達計画及び特別目的会社の長期収支計画における財務の安定性・健全性確保及び市への収入還元を評価する。	2	
	③ リスク管理		本事業における主要な潜在的リスクを抽出し、それらのリスクに対する保険加入や金銭面でのリスク対策についての提案を評価する。 なお、燃料化物有効利用先企業に関しては、「燃料化物有効利用先の安定性・信頼性」で評価し、運営・管理面でのリスク対策は、「危機管理体制」で評価する。	2	
	④ 事業モニタリング		特別目的会社の財務状況、事業の実施状況に関するセルフ・モニタリングに対する実施内容・体制、市が実施するモニタリングへの協力・報告内容等を評価する。	2	
	⑤ 各企業の役割分担及び関係等		本事業に関わる各企業の役割分担の明確さ、代表企業の同種事業の実績の有無を評価する。	1	
(2) 施設の安定性・安全性に関する事項	① 安全対策		燃料化施設の安全性について、設備故障、停電及び排出規制値超過に対する設備対策等の観点から評価する。	6	19
			燃料化物の発熱・発酵特性に適合した燃料化物貯留時の安全対策について評価する。	4	
	② 類似施設の稼働実績		本事業にて適用する燃料化施設の形式及び施設規模について、その稼働実績を評価する。 稼働実績は、下水道汚泥を対象とした燃料化施設に限るものとし、入札公告日における実績とする。	4	
	③ 施設の安定運転		効率的かつ安全・安定的な運営・維持管理が可能となるよう、配置する業務総括責任者の実績及び平常時の維持管理体制について評価する。	2	
	④ 危機管理体制		設備故障・停電における非常時対応及び、自然災害時における危機管理体制について評価する。	2	
⑤ 工事計画		既存施設での工事期間中の安全施工及び周辺環境への配慮を評価する。	1		
(3) 環境負荷低減に関する事項	① 臭気対策	○	本事業用地境界における臭気指数について評価する。	8	18
	② 燃料化物の製造に関わる温室効果ガス排出量の抑制	○	燃料化施設からの温室効果ガス排出量及びその低減策について評価する。	6	
	③ 燃料化物の使用による温室効果ガス排出量削減効果	○	下水汚泥の固形燃料化促進により、本事業が温室効果ガス排出量の削減に寄与し、地球温暖化防止に寄与することについて評価する。	2	
	④ 環境汚染規制物質の排出量の抑制	○	排出ガス規制物質(硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素、ダイオキシン類)の排出量について評価する。	2	
(4) ライフサイクルコストの低減に関する事項	① ライフサイクルコスト増大リスクの抑制		ライフサイクルコストの増大リスクを抑制するための、ストックマネジメント手法を活用した維持管理計画とその実行性について評価する。	6	8
	② コスト増大に寄与する潜在的リスクの抑制	○	物価変動等による将来のランニングコスト増大に繋がる潜在的リスクの抑制効果として、ユーティリティ使用量について評価する。 評価対象とするユーティリティは、補助燃料、電力、苛性ソーダとする。	2	
(5) その他	① 地域貢献		市内企業等との協力・連携及び人材活用等、地域活性化への貢献を評価する。	1	2
	② 見学者対応		見学者に対する協力方針、事業PR方法、見せる工夫について評価する。	1	
				合計	60

※評価欄：“○”を付した評価項目は、定量評価とする。

別紙2（定量評価の手法）

別紙1において、定量評価の対象となる各評価項目に関する内容評価点は、以下に従い付与する。

(1)①燃料化物有効利用先の安定性・信頼性

以下の方法に基づき、内容評価点を付与する。

$$\begin{aligned} \text{内容評価点} &= \text{配点（6点）} \times \\ & \left(\begin{array}{ll} \text{燃料化物有効利用企業の出資有無による点数} & \dots a \\ + \text{燃料化物有効利用企業の経営指標による点数} & \dots b \\ + \text{各入札参加者の燃料化物受入潜在率} / \text{入札参加者中最大の燃料化物受入潜在率} & \dots c \\ + \text{各入札参加者の燃料化物バックアップ率} / \text{入札参加者中最大の燃料化物バックアップ率} & \dots d \end{array} \right) \\ & / 4 \end{aligned}$$

※小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までの数値とする。

a.燃料化物有効利用企業の出資有無による点数

- ・燃料化物有効利用企業が1社でも特別目的会社に出資している場合は、1点とする。
- ・燃料化物有効利用企業が1社も特別目的会社に出資していない場合は、0点とする。

b.燃料化物有効利用企業の経営指標による点数

下式により算出する。

$$\begin{aligned} \text{燃料化物有効利用企業の経営指標による点数} &= \\ & \frac{\sum_i ((\text{a} \text{ 経営損益に関する点数} + \text{b} \text{ 自己資本金額に関する点数} + \text{c} \text{ 流動比率に関する点数}) / 3)}{i} \\ & \text{i: 燃料化物有効利用企業数} \end{aligned}$$

①経営損益に関する点数

- ・直近5ヶ年の経営損益で3期連続で赤字がない場合は、1点とする。
- ・直近5ヶ年の経営損益のうち、3期連続で一度でも赤字がある場合は、0点とする。

②自己資本金額に関する点数

- ・直近5ヶ年の自己資本金額について、5期連続で債務超過がない場合は、1点とする。
- ・直近5ヶ年の自己資本金額について、5期中一度でも債務超過がある場合は、0点とする。

③流動比率に関する点数

- ・直近5ヶ年の流動比率について、3期連続で100%未満がない場合は、1点とする。
- ・直近5ヶ年の流動比率について、3期連続で100%未満が1度でもある場合は、0点とする。

c.燃料化物受入潜在率

- ・燃料化物受入潜在率 = 燃料化物受入潜在量 / 1日あたりの燃料化物製造量

燃料化物受入潜在量は、当初の燃料化物の持ち込み事業所における全ての石炭ボイラ等で、燃料化物を利用すると仮定した場合の受入潜在量（受入可能量）とする。

なお、燃料化物有効利用企業が複数いる場合は、全ての燃料化物有効利用企業の受入れ事業所における受入潜在量の合計量とする。

d.燃料化物バックアップ率

・燃料化物バックアップ率 = A / B

A : 最大量を受け入れる燃料化物有効利用企業が受け入れられない場合の受入可能量※

B : 当初の燃料化物受入量

※ バックアップ時のみ燃料化物を受け入れる燃料化物有効利用企業の受入可能量についても、追記する。

(計算例)

当初の燃料化物受入量	最大量を受け入れる燃料化物有効利用企業が受け入れられない場合
<ul style="list-style-type: none"> ・燃料化物受入企業 A : 10t/日 ・燃料化物受入企業 B : 5t/日 (7t/日) ¹⁾ ・燃料化物受入企業 C : 5t/日 (7t/日) ¹⁾ 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料化物受入企業 A : 10t/日 ・燃料化物受入企業 B : 7t/日 ・燃料化物受入企業 C : 7t/日 ・燃料化物受入企業 D²⁾ : 5t/日
合計 : 20t/日	合計 : 19t/日 ・・・燃料化物バックアップ体制

1) () 内は、受入潜在量

2) バックアップ時のみ燃料化物を受け入れる企業

$$\text{燃料化物バックアップ率} = 19 \text{ t} / \text{日} \div 20 \text{ t} / \text{日} = 95\%$$

(1)②資金調達計画及び事業収支計画の安定性・健全性

以下の方法に基づき、内容評価点を付与する。

内容評価点 = 配点 (2点) ×	
(各入札参加者の出資金額 / 入札参加者中最大の出資金額	・・・ a
+ 各入札参加者の E-IRR / 入札参加者中最高 E-IRR	・・・ b
+ 留保金額総額 / 利益総額	・・・ c
+ 単年度赤字の有無による点数	・・・ d
+ 付帯事業実施による当局の財政負担軽減額による点数)	・・・ e
/ 5	

※小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までの数値とする。

a.出資金額

各入札参加者単位の出資金額の全体額をいう。

b.E-IRR (Equity Internal Rate of Return。出資金に対する内部収益率)

長期収支計画において、以下の算定式を満たす R 値を E-IRR とする。

$\text{自己資本金} = \sum \{ \text{年後の配当後キャッシュ・フロー} \div (1 + \text{割引率 } R) \}$ <p>E-IRR : 上式が成立する R 値 (%)</p>
--

c.留保金額と利益総額

- ・留保金額は、長期収支計画における事業期間に亘る各年度（ただし、事業期間最終年度である平成52年度を除く）の配当後キャッシュ・フロー合計額とする。
- ・利益総額は、長期収支計画における事業期間に亘る各年度の配当前キャッシュ・フロー合計額とする。

d.単年度赤字の有無による点数

- ・長期収支計画における SPC 損益計算書の税引き前当期利益に赤字がない場合は、1点とする。
- ・長期収支計画における SPC 損益計算書の税引き前当期利益に赤字が単年度でもある場合は、0点とする。

e.付帯事業による市の財政負担軽減額による点数

- ・付帯事業の実施による当局の財政負担軽減額が予定価格の1%以上の場合は、1点とする。
- ・付帯事業の実施による当局の財政負担軽減額が予定価格の1%未満の場合は、下式により算定する。
点数 = 付帯事業実施による市の財政負担軽減額 / 予定価格の1%の金額
- ・付帯事業を実施しない : 0点

なお、付帯事業収入には、燃料化物の販売収入を含まない。

(3)①臭気対策

以下の方法に基づき、内容評価点を付与する。

内容評価点

= 配点（8点）×（各入札参加者の提案削減値／入札参加者中最大の提案削減値）

※小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までの数値とする。

臭気指数について、要求水準値からの削減値を評価する。

- ・提案削減値

提案削減値の算出は、下式による。

提案削減値 = (15 - 入札参加者の提案臭気指数)

- ・入札参加者の提案臭気指数

入札参加者の提案臭気指数は、本事業用地境界における提案値とする。

(3)②燃料化物の製造に関わる温室効果ガス排出量の抑制

以下の方法に基づき、内容評価点を付与する。

内容評価点

= 配点（6点）×（各入札参加者の提案削減量／入札参加者中最大の提案削減量）

※小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までの数値とする。

燃料化物の製造に係る温室効果ガスについて、要求水準値からの削減量を評価する。

- ・提案削減量（t-CO₂/年）

提案削減量の算出は、下式による。

提案削減量 = (10,600t-CO₂/年 - 入札参加者の提案排出量)

- ・入札参加者の提案排出量（t-CO₂/年）

提案排出量の算出方法は、要求水準書 別紙 6 に示すとおりとする。

入札参加者の提案稼働日数より算出される、年間温室効果ガス排出量とする。

(3)③燃料化物の使用による温室効果ガス削減効果

以下の方法に基づき、内容評価点を付与する。

内容評価点

= 配点（2点）×（各入札参加者の提案削減量／入札参加者中最大の提案削減量）

※小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までの数値とする。

燃料化物の利用による温室効果ガス削減量を評価する。

- ・提案削減量（t-CO₂/年）

提案削減量の算出は、下式による。

提案削減量 = （燃料化物の代替利用に伴う温室効果ガス削減量

－ 輸送による温室効果ガス排出量）

- ・燃料化物の代替利用に伴う温室効果ガス削減量（t-CO₂/年）

燃料化物の各有効利用先における代替利用に伴う、年間温室効果ガス削減量の総和とする。

例えば、石炭代替燃料として利用する場合は、燃料化物の発熱量に相当する石炭が、本来燃焼した場合に発生する温室効果ガス排出量を、燃料化物の代替利用に伴う温室効果ガス削減量とする。

- ・輸送による温室効果ガス排出量（t-CO₂/年）

燃料化物の各有効利用先までの輸送に伴う、年間温室効果ガス排出量の総和とする。

輸送による温室効果ガス排出量は、「物流分野のCO₂排出量に関する算定方法ガイドライン 経済産業省・国土交通省」による改良トンキロ法により算定する。

(3)④環境汚染規制物質の排出量の抑制

以下の方法に基づき、内容評価点を付与する。

内容評価点

= 配点 (2点) ×

$$\begin{aligned} & \{ (\text{対象物質 A の各入札参加者の提案削減濃度} / \text{対象物質 A の入札参加者中最大の提案削減濃度}) \\ & + (\text{対象物質 B の各入札参加者の提案削減濃度} / \text{対象物質 B の入札参加者中最大の提案削減濃度}) \\ & + (\text{対象物質 C の各入札参加者の提案削減濃度} / \text{対象物質 C の入札参加者中最大の提案削減濃度}) \\ & + (\text{対象物質 D の各入札参加者の提案削減濃度} / \text{対象物質 D の入札参加者中最大の提案削減濃度}) \\ & + (\text{対象物質 E の各入札参加者の提案削減濃度} / \text{対象物質 E の入札参加者中最大の提案削減濃度}) \} \\ & / 5 \end{aligned}$$

※小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までの数値とする。

排出ガス規制物質の排出について、要求水準値からの削減濃度を評価する。

- ・対象物質 A の提案削減濃度 (ppm O₂12%換算値)
対象物質 A は、硫黄酸化物とする。
対象物質 A の提案削減濃度の算出は、下式による。
対象物質 A の提案削減濃度 = (40ppm - 入札参加者の提案排出濃度)
- ・対象物質 B の提案削減濃度 (ppm O₂12%換算値)
対象物質 B は、窒素酸化物とする。
対象物質 B の提案削減濃度の算出は、下式による。
対象物質 B の提案削減濃度 = (70ppm - 入札参加者の提案排出濃度)
- ・対象物質 C の提案削減濃度 (g/m³N O₂12%換算値)
対象物質 C は、ばいじんとする。
対象物質 C の提案削減濃度の算出は、下式による。
対象物質 C の提案削減濃度 = (0.02 g/m³N - 入札参加者の提案排出濃度)
- ・対象物質 D の提案削減濃度 (mg/m³N O₂12%換算値)
対象物質 D は、塩化水素とする。
対象物質 D の提案削減濃度の算出は、下式による。
対象物質 D の提案削減濃度 = (30 mg/m³N - 入札参加者の提案排出濃度)
- ・対象物質 E の提案削減濃度 (ng-TEQ/m³N O₂12%換算値)
対象物質 E は、ダイオキシン類とする。
対象物質 E の提案削減濃度の算出は、下式による。
対象物質 E の提案削減濃度 = (0.1 ng-TEQ/m³N - 入札参加者の提案排出濃度)

(4)②コスト増大に寄与する潜在的リスクの抑制

以下の方法に基づき、内容評価点を付与する。

内容評価点

= 配点（2点）×

{(項目 A の入札参加者中最小の提案使用量／項目 A の各入札参加者の提案使用量)
+ (項目 B の入札参加者中最小の提案使用量／項目 B の各入札参加者の提案使用量)
+ (項目 C の入札参加者中最小の提案使用量／項目 C の各入札参加者の提案使用量)}
／3

※小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までの数値とする。

※入札参加者の提案使用量が0の場合、当該項目（ユーティリティ）の除算値は1とする。

コスト増大に寄与する潜在的リスクとして、ユーティリティ使用量を評価する。

- ・項目 A の提案使用量（kWh/年）

項目 A は、電力とする。

項目 A の提案使用量は、入札参加者の提案稼働日数より算出される、年間電力使用量とする。

- ・項目 B の提案使用量（Nm³/年）

項目 B は、補助燃料とする。

項目 B の提案使用量は、入札参加者の提案稼働日数より算出される、年間補助燃料使用量とする。

- ・項目 C の提案使用量（kL/年）

項目 C は、苛性ソーダ（50%）とする。

項目 C の提案使用量は、入札参加者の提案稼働日数より算出される、年間苛性ソーダ使用量とする。

使用する苛性ソーダが50%濃度でない場合、苛性ソーダ（50%）の使用量に換算する。